

いじめ防止基本方針

上宮学園中学校・上宮高等学校

令和4年4月（改正）

目次

	(頁)
第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	…… 2
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための校内組織	
4 年間計画	
5 取り組み状況の把握と検証	
第2章 いじめ防止	…… 8
1 基本的な考え方	
2 いじめ防止のための措置	
第3章 早期発見	…… 11
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する考え方	…… 12
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見時の対応	
3 いじめが起きた場合の対応	
4 インターネット上のいじめへの対応	
第5章 本校のいじめ対応の流れと留意点	…… 17
1 いじめ関係対応流れ図	
2 いじめ防止対策委員会と学校組織	
3 緊急のいじめ防止対策委員会	
4 解決に向けた取り組みの総合性	
第6章 重大事態への対処	…… 20
1 重大事態の意味について	
2 重大事態の報告	
第7章 関連資料	…… 21

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校は法然上人の仏教精神を教育の理念とし、校訓「正思明行」を教育の柱とした全人教育をめざしている。すなわち生徒一人ひとりが、正しい思いを持って人間としてあるべきあり方や生き方を求め、これに従って明らかに行動し、命の尊さや感謝の心を重んじ育むことを教育の理念として掲げるものである。

しかし、こうした理念に反して、昨今の教育をめぐる社会情勢には憂慮すべきものがあり、生徒の人権を踏みにじる深刻な「いじめ問題」が多発している。人を傷つける、また自分自身を傷つける事は、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権侵害的事象である。

いじめの加害者となることはもちろん、これを煽^{おほ}ったり、傍観したりすることも許されないこととして、全教職員が普段からどんな些細な兆候も見逃すことのないように努めなければならない。またこうしたことが少しでも疑われる場合には、一人ひとりに対して慎重に親身になって対応しなければならない。

さらに日常の教育活動においても、こうした事象の発生を未然に防ぎ、深刻な事態に至ることのないよう学級運営や部活動の指導に努めなければならない。

すなわち本校は、教育活動の全ての面において生徒の生命や人権を大切にし、一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない人格として成長する教育を推進したい。

この理念に基づき、ここに上宮学園中学・上宮高等学校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法による定義）

① いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条には、「『いじめ』とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係ある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係の事である。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌な事を無理やりさせられたりする事などである。

② 「いじめ」とは、生徒間において、ある生徒が他の生徒に対して意図的に、心理的又は物理的な苦痛を与える行為であって、またその行為により生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命や身体に危険を生じさせる恐れがあり、これを受けた生徒が深く心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。本人がいじめられていても、それを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して複数の目で行うべきである。いじめは身体的な暴力だけでなく、金品を要求されたり、隠されたり、意に反する行為を命じられたりすることなども含む。けんかといじめは同一には見做せないものであるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめが背景に潜んである場合もあり、生徒の感じ方に着目した見極めが必要である。

なお、スマートフォンやインターネット等のSNS上で中傷や、虚偽の事実を書かれた生徒がそのことを知らず心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた加害生徒への指導が必要である。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまうような事象もありうるのであって、学校は、個々のケースに慎重に対応する必要がある。

具体的ないじめの様態は、次のようなものがある。

具体的ないじめの様態

いじめの様態	具体的な事例	抵触する可能性のある刑罰法規
冷やかし、からかい 悪口や脅し文句、 嫌な事を言われる	<ul style="list-style-type: none"> ・あだ名、悪口を言われる ・こそこそ話をされる。 ・学校に来たら危害を加えると脅される。 	脅迫
仲間はずれ、 集団による無視	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや話し合いに入れてもらえない。 ・故意に避けられたり、机を離されたりする。 	
軽くぶつかられる、 遊ぶ振りをして叩かれ たり蹴られたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・肩をこぶしで殴られる。 ・遊びと称して、押さえつけられたり技をかけられたり蹴られたりする。 	暴行
ひどくぶつかられたり 叩かれたり、蹴られたり する。	<ul style="list-style-type: none"> ・顔を殴られ、骨折のケガを負わされた。 	傷害
金品をたかられる	<ul style="list-style-type: none"> ・現金等を巻き上げられる。 ・食べ物をおごれと強要される。 	恐喝
金品を隠されたり、 盗まれたり、壊されたり 捨てられたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の物品、金品や所持品を盗まれる。 ・自転車を故意に壊される。 	窃盗 器物破損
嫌な事や恥ずかしい事 危険な事をされたり、 させられたりする	<ul style="list-style-type: none"> ・断れば危害を加えると脅されたり万引きの強要される。 ・断れば危害を加えると脅され、ズボンや下着を脱がされる。 	強要 強制わいせつ
パソコンや携帯電話等 で誹謗中傷や嫌な事を される	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のサイトに実名を挙げられて、「お金を盗んだ・うざい」等の悪口を書かれる。 ・スマートフォン等で裸の写真を撮られ、インターネット上のサイトに掲載される。 	名誉棄損 侮辱 児童ポルノ 提供等

3 いじめ防止のための校内組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

- ・ いじめは全ての生徒に関する問題で、いじめ防止対策は全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことが出来るよう学校の内外を問わず、目的として取り組む組織でなければならない。その為に以下の事を留意し、いじめ防止に向けて取り組む組織である。

(2) 構成員

- ・ 校長・副校長・教頭・教務部長・生活指導部長・生活指導主任・当該学年主任
- ・ 人権教育主任・教育相談主任・担任・養護教諭
- ・ その他校長が指名する教員

(3) 役割

ア いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、生徒が互いに存在を認め合う望ましい人間関係を築くことができるよう、学校教育活動全体を通して継続的に取り組むこと。

ウ いじめの早期発見・・・詳細につきましてはP11を参照

生徒の些細な変化に気付き、いじめを受けている児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知すること。

エ いじめの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的に対応し、その解消に努めること。

オ 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築すること。

カ 教職員の資質向上のための校内研修

キ 年間計画の企画と実施・・・第一章の4・年間計画を参照

ク 年間計画進捗のチェック

ケ 各取り組みの有効性の検証

4 年間計画

本校いじめ防止基本方針に沿って、人権教育を中心とした年間計画を以下に示す。

「いじめ」は著しい人権の侵害であることを認識させるとともに、障がい等がある生徒についても人権的な立場から個々に応じた配慮に努める。高1 学年入学時と、全学年各学期の終了ごとに「いじめについてのアンケート」を実施する。

中学	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	オリエンテーション (人権教育主任から) いじめについてのアンケート 保護者対象説明会 (人権教育主担から)	オリエンテーション (人権教育主任から)	オリエンテーション (人権教育主任から)	「人権教育企画推進委員会」兼 「いじめ防止対策委員会」(年間計画の確認等) 保護者対象オリエンテーション「人権教育について」 新任教員研修会(人権教育)
5 月		人権教育 5 月 LHR① 「生命の尊重・いじめのない仲間関係」(いじめ問題)	人権教育 5 月 LHR① 「自分の中の『思い込み』について考えよう」(ジェンダー問題)	第 1 回 人権教育推進会議 第 1 回 いじめ防止対策委員会 「配慮」を要する生徒の調査の集約
6 月	人権教育 6 月 LHR① 「お互いの違いを認め合おう」(いじめ問題)	人権教育 6 月 LHR② 「どうして入れないの？」 (障がい者差別学習)	人権教育 6 月 LHR② 「差別や偏見のない社会の現実」(部落差別問題学習)	校祖誕生会 人権教育教職員研修会 保護者との個人懇談
7 月	生活・いじめアンケート	生活・いじめアンケート	生活・いじめアンケート	
9 月	人権教育 9 月 LHR② 「みんなが居心地のよいクラスについて考えよう」(いじめ問題学習)	思春期教室(聖バルナバ病院・助産師)		第 2 回 人権教育推進会議 第 2 回 いじめ防止対策委員会 芸術鑑賞 人権教育教職員研修会
11 月	人権教育 11 月 LHR③	人権教育 11 月 LHR③ 「心のバリアフリーをめざして学ぶ」(障がい者差別問題学習)	人権教育 11 月 LHR③ 「性の多様性について考えよう」(性的マイノリティ差別問題)	保護者との個人懇談 (11 月中旬まで)
12 月	生活・いじめアンケート	生活・いじめアンケート	生活・いじめアンケート	学校評価アンケート
1 月	人権教育 1 月 LHR④ 「悩まずアタック！脱いじめのスパイラル」 (いじめ問題学習)	人権教育 1 月 LHR④ 「障がいがある人と人権」 (障がい者差別問題学習)	人権教育 1 月 LHR④ 「性的マイノリティと人権」 (視聴覚教材・性的マイノリティ差別問題)	第 3 回 いじめ防止対策委員会 正当御忌式
2 月	スキー実習	スキー実習		第 3 回 人権教育推進会議
3 月	生活・いじめアンケート	生活・いじめアンケート	生活・いじめアンケート	第 4 回 いじめ防止対策委員会

高校	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	オリエンテーション 「いじめ」について アンケート（マークシ ート回答）	部落問題・マイノリテ ィーの人権課題など について考える	情報社会の進行に伴う 現代社会における様々 な人権課題について考 える	「人権教育企画推進委員会」兼 「いじめ防止対策委員会」（年間 計画の確認等） 保護者対象オリエンテーション
5 月	「いじめ問題について考える 『インターネットの向こう 側』DVD教材	「同和（部落）問題に ついて考える」『人と 皮革（かわ）の歴史』 （DVD教材）	「インターネット犯罪 課題を考える」 『インターネットと人 権：加害者にも被害者 にもならない』 （DVD教材）	「人権教育について」 新任教員研修会（人権教育） 第1回 人権教育推進会議 校祖誕生会
6 月		「同和（部落）問題に ついて考える」『そん なの気にしない』 （DVD教材）		「配慮」を要する生徒の調査の集 約
7 月	「学校家庭生活アンケート」 （クラッシーにて） 「いじめ問題について考える	「学校家庭生活アンケート」 （クラッシーにて）	「学校家庭生活アンケート」 （クラッシーにて）	人権教育教職員研修会 保護者との個人懇談
9 月	II」相手を理解することがい じめ問題解決へのきっかけと したい。『アサーション：自 分も相手も尊重する表現を学 ぶ』（資料・ワークシート グループワーキング）	「ジェンダー課題・問題につ いて考える」（ワークシート教 材、グループワーキング）	「新型コロナウイルス 感染症に関する人権問 題について考える」 『新型コロナウイルス に負けない』 （三重県教育委員会動 画教材）	第2回 人権教育推進会議 第2回「いじめ防止対策委員会」
10 月	「新型コロナウイルス感 染症に関する人権問題に ついて考える」『新型コロ ナウイルスに負けない』	「生徒への講演会」 『テーマ：ジェンダー 問題について』 （講演者未定）	「人権教育学年最終アン ケート」生徒クラッシーに よる回答	芸術鑑賞 人権教育教職員研修会 保護者との個人懇談 （11月中旬まで） 学校評価アンケート
1 月	「学校家庭生活アンケート」 （クラッシーにて）			
2 月	「障がい者問題を考える」 「個性を受け入れ、いじめ をなくす」『聲のかたち』 （DVD教材） 「人権教育学年最終アン ケート」生徒クラッシーに よる回答	「学校家庭生活アンケート」 （クラッシーにて） 「身近な人権問題に学ぶ」 『人権は小さな気づきから』 「人権教育学年最終アン ケート」生徒クラッシーに よる回答	卒業式	第3回「いじめ防止対策委員会」 正当御忌式 第3回 人権教育推進会議 第4回「いじめ防止対策委員会」

5 取り組み状況の把握と検証（P D C A）

「いじめ防止対策委員会」は、各学期末に検討会議を開催し、いじめアンケートを参考し、いじめの早期発見や対応を行う。また、生徒の現状やいじめ防止対策の進捗状況を確認し、必要に応じていじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめを許さない学校を作る為に、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を全教員がもち、校長のリーダーシップのもと教育活動を通じて学校全体で組織的に取り組む。いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、各教科、宗教、特別活動、総合的探求の時間やそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止のための対策を立案する。策定された内容は生活指導、学年、担任、授業担当者等教職員全員が共通認識を持って対応する。また、生徒や保護者にもいじめに対する学校方針を伝え、学校が生徒の学校生活を安心・安全な環境におく体制を整え、いじめ防止に努力をしていることを伝える。

2 いじめ防止のための措置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法、第22条)

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針を確認して、常に教職員が共通認識をもって予防に当たる。

生徒に対しては、ホームルームを利用した人権教育を通して、いじめを生み出さない指導を行うほか、例月の御忌式の講話の中でも慈悲や縁起の教えに触れながら、一切衆生の生命全体を大切にすべきことを強調する。

- (2) いじめが生まれる背景として、生徒の中の授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスを生んでいることが考えられる。そのため、落ちこぼれをつくらない一人ひとりを大切にした学習指導に努め、どの生徒も意欲的に学習に取り組み、各自の努力が正当に評価される指導を進めていくことが必要である。

生徒の知的、身体的な能力や発達段階には個人差があり、それぞれの能力や発達段階に応じた個別的な指導を実施する。成績下位層の指導とともに、中間層や、さらに

上位層の生徒も自身の能力を十分に発揮し意欲をもって学習に取り組めるような学習指導に努める。こうしたことが、学習集団全体に活力を生み出すことを考慮し、成績のみを唯一の価値基準として一部エリートだけをレッテル化し、優遇することのないように気を付けながら、各成績層に配慮した適切なコースの配置や入れ替えや補講習を実施する。

- (3) また、生徒一人ひとりがもつ多様な能力や好みを引き出し、幅広い友人関係を見出すためには部活動に参加することが有意義である。彼らが学業と無理なく両立でき、意欲的に取り組める部活動を提供するために努力する。また、競技的な部活動において、勝敗だけにこだわり過ぎることないように、さらにこの指導のために教員の負担が過度にならないように配慮する。部活動においても、部員間のいじめや教員の体罰などが生じる可能性が十分あることを理解し、この背景には過度に勝敗にこだわる風潮や余裕のない教員の勤務形態があると考えられる。こうしたことについて示された、部活動についての文科省の指針や「働き方改革」について施行された法制を本校もきちんと遵守する。
- (4) 学級活動や部活動以外にも、生徒会活動、学級委員活動、ホームルームでの活動を通して、生徒が主体的に活躍できる機会を与えることが必要である。さらに本校の中学が取り組んでいる冒険教育やスキー実習等の校外学習を通して、達成感や自己肯定感を育む必要がある。こうした活動は、概念的な知識を学ぶことが中心となる従来の学習活動とは違って、具体的・現実的な関わりによって豊かな感性や意欲などの面を含めた全人間的な成長を促進するものであり、生徒の社会性を高め人生観や世界観の形成にもつながると考えられる。こうしたことは、近年教育界で重視しているアクティブラーニングとも関わることであり、現在進められている新しい教育改革の趣旨とも合致すると考えられる。
- (5) いじめを起こさない取り組みの中心になる人権教育のあり方をさらに研究する必要がある。「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」といった見方が果たして適切なのかを考えさせる。人それぞれ違った考え方や見方があり、心の境界線は多様であり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害を生じさせることになることを理解させなければならない。またこれまで社会的・歴史的に根深い差別が行われてきたこと、さらに現在も様々な差別が残存し、新たに生まれていることを理解して、この背景を考えさせる。自己肯定感の高い生徒は、いじめに加担しにくく、また、いじめにあった時に対処する力をもつ傾向があると考えられているが、先の具体的・現実的な活動の重視ということと共に、いかにすれば自己肯定感情を高められるかといったことも考え、様々な心理学的アプローチについても研究し導入していく。

- (6) 保護者の協力を得るためにも、保護者会との連携を図り、保護者対象の講演会を実施し、いじめの現状と防止に関する啓発をするほか、いじめの原因ともなる生徒のスマートフォン利用等に於いても、学校と保護者がともに取り組める対策を設ける。
- (7) 生徒が発信するいじめ防止運動も有効であるので、生徒会によるいじめ根絶の取り組みなどを促す。生徒会からの「いじめ撲滅宣言の作成」やそれに繋がる学級の話合いなどの機会を設ける。

[未然防止]

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

(1) いじめの未然防止

生徒の人権意識を育む

いじめを生み出さないために、生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが重要である。

とりわけ学校では、生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要である。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がこれを認めることを恥ずかしいと考え、この拡大を恐れるあまり訴えることができないという背景がある。また、いじめられている生徒は、これを自分のせいにしがちであり、自己加虐の負のスパイラルに陥って、誰にも相談できないうちに長期化、深刻化するということがある。

このため教員としては、普段からいじめの生じない和のある楽しい集団づくりに努めるとともに、常にクラスの生徒やクラブ員の言動にも注意を払い、何気ない一言の中にも心の訴えを感じ取り、隠ぺいされているいじめの構図を見抜く鋭い洞察力を養っておくことが必要である。

そして、気付いた情報は、担任あるいは学年主任に報告し、その後、学年団を中心に教職員全体と共有し、見過ごしたり、対応を先送ったりすることがないように努めなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) まず、いじめを早期に発見するためには、全教員が授業中や課外活動に於いて生徒の些細な変化を見逃さない努力をしなければならない。実態把握の方法として、入学時、および必要時にいじめアンケート調査を行うことも有効である。しかしこのアンケートのあり方については十分な配慮が必要であり、プライバシーは厳重に保護されなければならない。また、保護者との連絡を密にして家庭と連携して生徒を見守る環境を維持しておくことも必要である。

さらに、「教育相談係」が相談業務の日時を明らかにして、いつでも生徒や保護者が安心して相談出来る体制を作っておかなければならない。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、本校のいじめ防止対策基本方針を保護者説明会等で広報して理解を求め、保護者会との連携も促進する。

(3) すでに設置している「ハラスメント防止対策委員会」も活用し、いじめと共通する「ハラスメント」問題について、生徒、保護者、教職員が安心して相談できる窓口を提供していく。

(4) 本校のこうした体制や窓口については、入学時オリエンテーションや保護者説明会学校ホームページなどによって広く周知を図っていく。

また、学年末に行う学校評価の総括に於いては、本校のいじめ対策機能が適切に機能しているか点検を行う必要がある、「いじめ防止対策委員会」の年度末の検討会や職員会議等の意見を聴取するなどして点検を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(1) いじめに関する発見や通報を受けたときは、全教職員は自分の担当する学級の問題か否かにかかわらず、担任あるいは学年主任に報告する。報告を受けた担任、あるいは学年主任は管理職に報告し、管理職は状況に応じて直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集してその対応にあたる。

(2) いじめが確認された場合、「いじめ防止対策委員会」は被害生徒および、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する必要がある。また、加害生徒に対しては事情を確認した上で、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが必要である。

(3) 学校の指導に限界があると判断したとき、または指導に十分な効果が上げられないときには、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携をとる。

2 いじめ発見時の対応

※いじめ行為を発見した教職員は、即座にいじめを止めると共に、学校いじめ防止対策委員会に連絡し組織的に対応を行う。

(1) いじめを受けた生徒といじめを知らせてきた生徒を守り通す。

① いじめ相談に来た生徒や、いじめ情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目にふれないよう、場所や時間等に配慮する。また、実態確認は、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒を別の場所で行う。

② 登下校、休み時間、放課後等においても、教職員の目が届く体制を整える。

(2) 事実確認と情報の共有

① いじめの実態確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などについて、いじめを行った生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも

詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。

- ① 管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報の共有を随時行う。
- ② 事実関係をもとに、学校いじめ防止対策委員会を活用していじめの有無を判断する。

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめを受けた生徒（被害者）に対してまず学校（教職員）が、いじめ問題の解決に本気で取り組む姿勢と、いじめを受けた生徒を守り通すという立場を明確に示し、生徒・保護者に頼られる存在となる必要がある。その為に、まずは、その生徒が受けたつらい気持ちを受け止め寄り添う。

【生徒に対して】

- ・事実確認と共に、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感する事で心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守ること」を伝える。
- ・学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
- ・自己肯定感、自己有用感を高めるように、日常の頑張りを認める言葉をかける。
- ・「いじめに負けるな」「頑張れ」などの励ましは、生徒を苦しませる場合があるので留意する。
- ・養護教諭や学級担任をはじめとする全教職員やＳＣ等と、いつでも相談出来る事を伝える。
- ・必要に応じてＳＣや関係機関と連携し、生徒の受けた「心の傷」のケアに努める。
- ・自分を傷つける事がないか保護者と協力して様子を見守り、必要に応じて、自分を傷つけてはならないことを生徒に伝える。

【保護者に対して】

- ・発見したその日のうちに家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるなどのスピード感を持った対応に心がける。
- ・複数の教職員で対応し、いじめの経過や学校の取組などの記録を準備した上で、保護者に誤解を招かないよう誠意を持って説明する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組む事を伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、どんな些細な事でも相談するように伝える。

(2) いじめを行った生徒（加害者）に対して

※ いじめの背景にある、いじめる側の生徒の心理を読み取りながら対応する事が極めて重要である。いじめの中心になっている生徒は、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの感情を抱えていることが少なくないからである。対応に当たっては、その生徒の人格を否定せず、事実にしっかりと向き合わせる事が大切である。また、「組織」で確認された指導の方針に従って対応する事が重要である。

【生徒に対して】

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、生徒の背景にも目を向け、成長を支援するという観点で指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えない様にするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめを受ける側の気持ちを認識させる。
- ・ 必要に応じて、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられる様にするための措置を講じる。

【保護者に対して】

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめを受けた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、保護者の理解を得るとともに協力を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図る為に今後の関わり方などを一緒に考え、具体的に助言をするなど連絡を密にする。

(3) 周りの生徒に対して

※ いじめをはやし立てる「観衆」と、見て見ぬ振りをする「傍観者」は、いじめに関係していないではなく、結果的にはいじめに加わっているのと同じであることを自覚させる事が重要である。

しかし、そのことを責めるのではなく心の通う温かい学校を築いていくために、一人ひとりがかげがえのない存在である事を生徒に伝えていくことに重点をおいて指導していく事が重要である。

- ・ 当事者だけの問題にととめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめを容認しているという事を理解させる。
- ・ いじめを訴える事は、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(4) その他の留意点

- ・指導や取り組みの経過が見えるよう、学校いじめ防止対策委員会に集められた情報は時系列で記録し情報の収集と共有化を図る。
- ・学校全体の問題としてとらえ、全教育活動を通じて、指導後の状況を注意深く観察する。
- ・普段から保護者と信頼関係を築いておくことが、問題解決に結びつくと考えられる。
- ・保護者を責めても問題は解決しません。いじめに至った要因や背景について、学校と保護者とが共通理解を図り、ともに解決していこうとする姿勢が大切である。

(5) 事実関係をはっきりさせる

- ① 「いじめ」の再発を防ぎ、未然防止するためにも事実関係をはっきりさせ、その結果に基づいて、それぞれの生徒を指導・支援し、ケアを行っていくことが大切である。
- ② 事情を聞き取る場合、事実だけではなく、相談者の感情や考え方も読み取る。
事 実（行為） → 感 情 → 解 釈（考え方） を読み取る。

(6) 聞き取りの留意点

- ① 話の腰を折らずに、稚拙な表現でも生徒の言葉で話させ、書かせる。
- ② 「はい」「いいえ」の答えではなく、文章で答えられるような問いかけをする。
- ③ 事実を聞きながら、カウンセリング的対応（傾聴等）で、話しやすい状況にする。
- ④ 「誰にもあること」と一般化して他人事のように考えさせない。

(8) 事実関係の食い違いを明らかにする

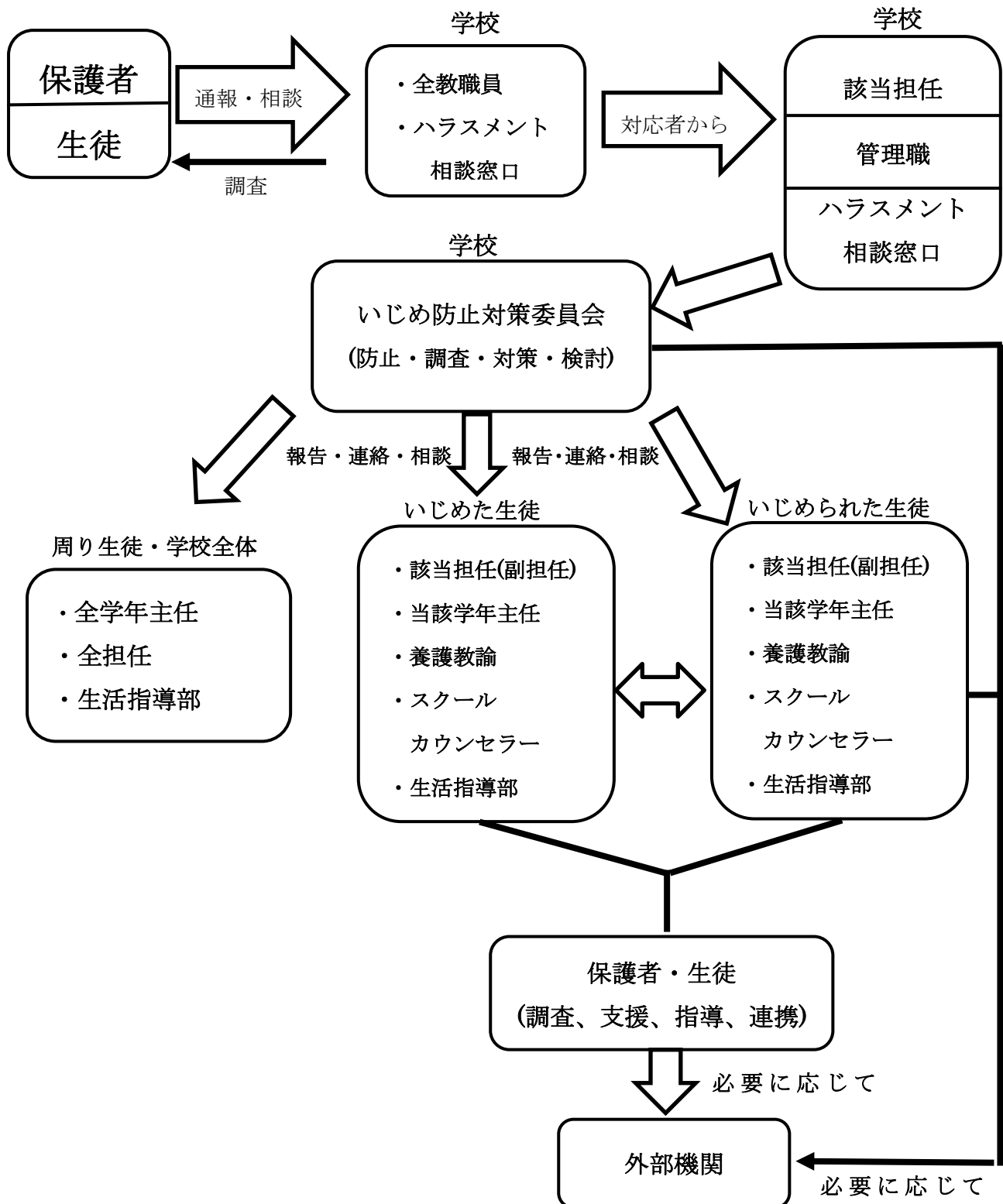
- ① 初期対応で事実関係をあいまいにすると、最後まで不明瞭なままで終わってしまう。その結果、いじめを受けた側にも、不満と不信感が残ってしまう。教職員一人に対応して失敗する事例の大部分は、この段階に原因があることが多いので注意する。
- ② 固く否定する生徒については次のことに留意する。
 - ・言い逃れることに慣れている。
 - ・意地を張って引き下がれなくなっている。
 - ・認めることで、今まで築き上げてきたものがすべて崩れると思っている。
- ③ 威圧や脅しの姿勢は避けて、時間的余裕を与えるのも効果的。
- ④ 言葉や態度を荒立てて、一層防衛的態度にさせてしまうことは避ける。

4 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。その後掲示板等の管理者に学校から削除依頼を行う。
- (2) 学校単独での対応が困難と判断された場合は必要に応じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携してその解決を図る。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、全生徒に対して研修を行うほか、外部から専門的な講師を招いて講演を依頼する。

第5章 本校のいじめ対応の流れと留意点

1 いじめ関係対応流れ図



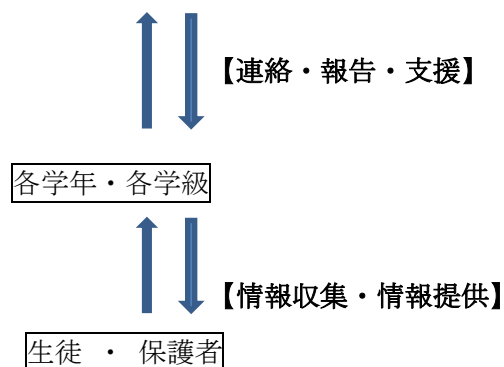
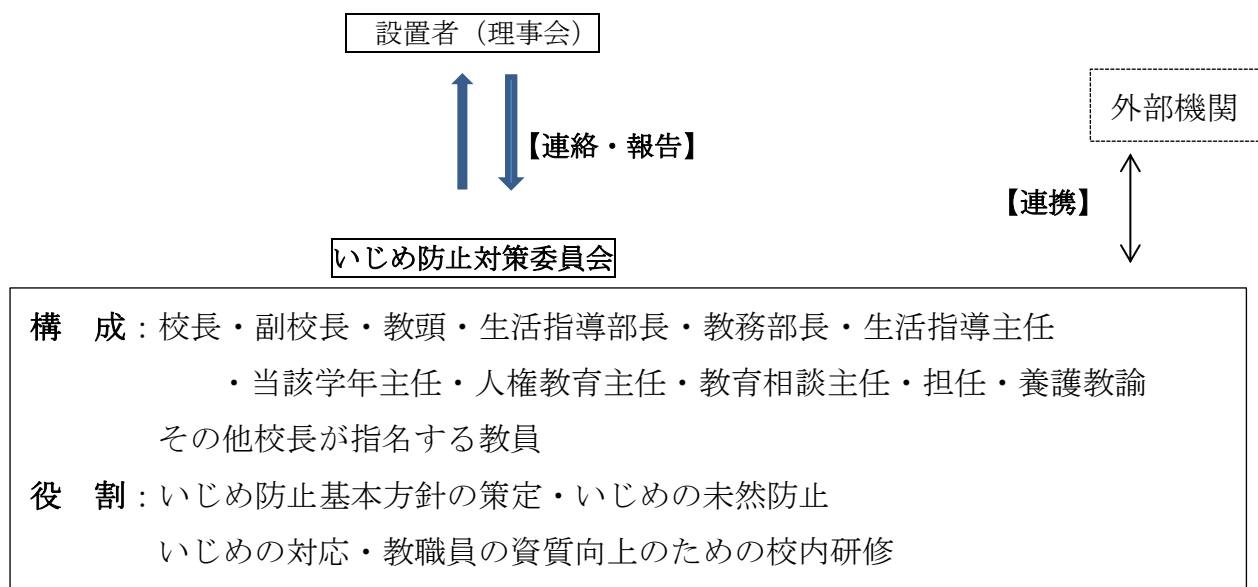
※ 1、通報や相談者から指名の場合は、指名された教員が対応する。

(秘密厳守の場合もあるが、管理職には必ず相談をする)

※ 2、指導する担当教員は、いじめ防止対策委員会に、報告・連絡・相談を必ず行う。

※ 3、必要に応じて外部機関との連携をとる。

2 いじめ防止対策委員会と学校組織



3 緊急のいじめ防止対策委員会

いじめ事象が緊急を要する場合の「いじめ防止対策委員会」の構成と対応

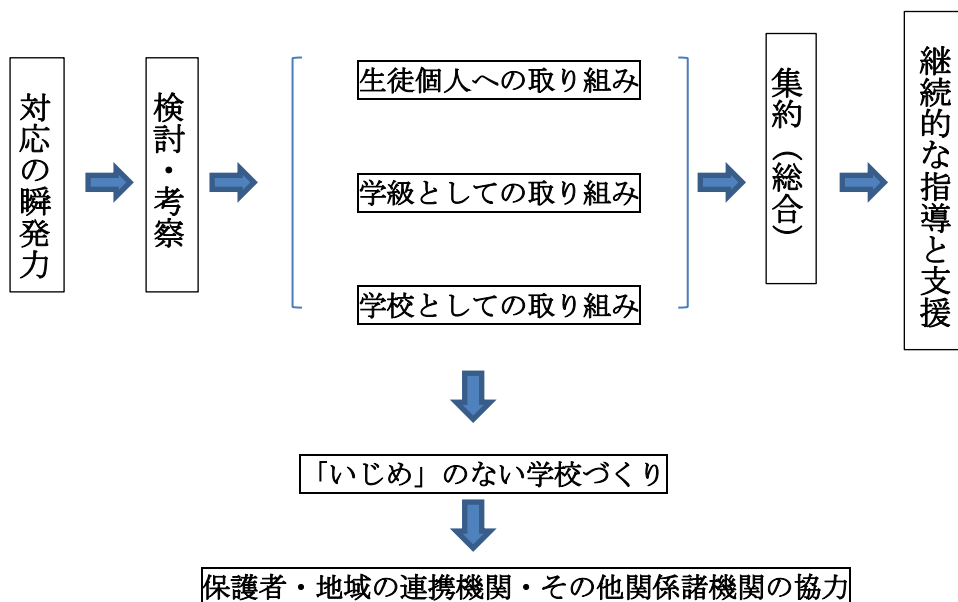
構成：校長・副校長・教頭・生活指導部部長・生活指導部主任・当該学年主任
当該担任・人権教育主任・教育相談主任
養護教諭・その他校長が指名する教員

対応：指導体制・関係生徒の指導内容・事例に応じた関係機関との連絡調整
加害、被害生徒の保護者対応

4 解決に向けた取り組みの総合性

(1) 有効な総合性

「いじめ」の解決は、生徒個人と生徒のグループ、生徒個人と学級、学級と学校、というそれぞれの段階での解決に向けた取り組みを集約（総合）していくことが大切である。そのためには、組織的に解決していくことが求められる。



(2) 学級での具体的な取り組み

「いじめ」の問題は、学級の課題として考えさせ、取り組んでいくことも大切である。学級指導の留意点を以下に挙げる。

- ① 「誰が悪い」と決め付ける排他的な考え方
- ② 「好き・嫌い」といった好みや利害関係の問題
- ③ 「かわいそう」という同情的な見方
- ④ 「何でも話し合う」という名のもとの暴きあい



このような状況にならないようにしなければならない。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

- ① 全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっている。こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないように対策を講じる必要がある。

「重大事態の意味」

法第28条には、学校又は学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

- ◎ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) ・生徒が自殺を企画した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ◎ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合。

相当の期間については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれに関わらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長・副校長は直ちに学校設置者（府教育庁又は学校法人等）に報告し、学校の設置者は速やかに知事に事態発生について報告を行う。

私立学校 → 学校法人 → 府教育庁 → 知事

第7章 関連資料

- ※ いじめ防止対策推進法 (文部科学省)
 - ※ いじめの防止等のための基本的な方針 (文部科学省)
 - ※ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (文部科学省)
 - ※ いじめ防止指針 (大阪府)
 - ※ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ (大阪府)
 - ※ いじめ対応プログラム実践事例集 (大阪府)
 - ※ 携帯・ネット上のいじめ等への対処法プログラム (大阪府)
 - ※ 5つのレベルに応じた問題行動へのチャート (大阪府)
-
- ※ 大阪府教育センターにおける教育相談 (24時間電話相談)
 - ・ 子ども向け「すこやかホットライン」
 - ・ 保護者向け「さわやかホットライン」
-
- ※ 被害者救済システム
 - ・ いじめ等の被害にあった場合に、生徒やその保護者の相談を、民間機関が受け付けます。生徒や保護者が希望する場合は、当該機関が府教育庁に、救済の申し立てを行います。